

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

○ 県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 二六

○ 県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償の金額を定める規程の一部を改正する規程 二六

○ 土地改良区の定款の変更を認可した件三件 二六

○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二六

○ 道路の区域を変更する件二件 二六

○ 道路の供用を開始する件 二六

**公 告**

○ 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件 二六

**福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二六

## 告 示

### 福島県告示第四百二十七号

県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「五、〇八一円」を「四、九四一元」に、「二三、三八四円」を「二二、九五七円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、五八九円」を「五、四三六円」に、「一三、三八四円」を「二二、九五七円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「六、一六四円」を「六、〇四九円」に、「一四、三三二円」を「一三、九八五円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、五七七円」を「六、二七二円」に、「一七、一六三円」を「一六、六九六円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、八五四円」を「六、六九三円」に、「一九、四〇七円」を「一九、六八九円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、〇七〇円」を「七、〇四九円」に、「二一、六〇一元」を「二一、五〇五円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、二〇八円」を「七、〇九六円」に、「二二、七六〇円」を「二二、八九八円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「七、〇九〇円」を「六、九九四円」に、「二五、三〇八円」を「二五、一八九円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、五八三円」を「六、五七〇円」に、「二五、〇九三円」を「二五、三一九円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、四二〇円」を「五、四七三円」に、「二〇、八七〇円」を「二一、〇三二円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九七〇円」を「三、九四〇円」に、「一五、二五八円」を「一六、一一七円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九七〇円」を「三、九四〇円」に、「一三、三八四円」を「二二、九五七円」に改める。

### 附 則

- この規程は、令和四年六月十日から施行する。
- この規程（本則の表三十五歳以上四十歳未満の項中「一九、四〇七円」を「一九、六八九円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二二、七六〇円」を「二二、八九八円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二五、〇九三元」を「二五、三一九円」に改める部分、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、四二〇円」を「五、四七三円」に、「二〇、八七〇円」を「二一、〇三二円」に改める部分、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「二五、一五八円」を「二六、一一七円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。

4 この規程（本則の表三十五歳以上四十歳未満の項中「一九、四〇七円」を「一九、六八九円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二二、七六〇円」を「二二、八九八円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二五、〇九三元」を「二五、三一九円」に改める部分、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、四二〇円」を「五、四七三円」に、「二〇、八七〇円」を「二一、〇三二円」に改める部分、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「二五、一五八円」を「二六、一一七円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、令和四年六月十日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。  
（職員業務課福利厚生室）

**福島県告示第四百二十八号**  
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄  
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。  
本則の表常時介護を要する状態の項中「七三、〇九〇円」を「七五、二九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「三六、五〇〇円」を「三七、六〇〇円」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、令和四年六月十日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、令和四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。  
（職員業務課福利厚生室）

**福島県告示第四百二十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和四年五月十日付けて申請のあった定款の変更について、同年六月二日認可した。

令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

**福島県告示第四百三十号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、岩瀬土地改良区から令和四年五月九日付けて申請のあった定款の変更について、同年六月二日認可した。  
令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

**福島県告示第四百三十一号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、梁川町土地改良区から令和四年四月十二日付けて申請のあった定款の変更について、同年六月二日認可した。  
令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

**福島県告示第四百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町八基字籬落二二九の四
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
（1）主伐は、択伐による。  
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 保安林として指定された目的  
2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町駒込字下草六〇の一、六一の一、六一の三、六一の四、六二、六四、六五の一から六五の四まで

- 3 土砂の流出の防備  
変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町八荃字片倉一〇二、一〇三、一三五、一三六  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町駒込字清風野一七一の二、一七三の七  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町駒込字上ノ内一〇二の二、一〇三の四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ノ内一〇二の二
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町薬王寺字粟刈沢七四の二八、七四の六三から七四の六六まで  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町薬王寺字入畑九の三、一八、一九の一、二九の五、三六の一、三七の一、三九の二、四〇の二、四一、六〇、六三、六四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字入畑九の三、一八、一九の一、三六の一、三七の一、三九の二、四〇の二、四一、六〇、六三、六四  
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市四倉町白岩字鶴羽二の二、二の一五、二の三〇、二の三三  
保安林として指定された目的
- 2

- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- いわき市四倉町字田戸九五の二、九六、九七、九九、一〇〇、一〇一の二、一〇二の二、一〇二、一〇五、一〇八、一〇九、一一〇の二、一一〇の二、一二四、一二五
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- いわき市四倉町上岡字宮下三三の五、三五の四、三五の八、一五三の三、一五四の八、一五七の五から一五七の七まで
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で令和四年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字越川 字五十蒨一八〇五番一 地先から 同 郡同 町大字越川 字五十蒨一七六九番一 地先まで	変更前 A 八・〇〇 八・六 B 八・五〇 一三・七 変更後 A 八・〇〇 八・六	二七〇・〇 二七〇・〇 二七〇・〇	二七〇・〇 二七〇・〇 二七〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浪江 国見線	相馬郡飯館村草野字本 町一一〇番地先から 同 郡同 村草野字館 東二九番地先まで 相馬郡飯館村草野字大	変更前 A 七・五〇 一五・八 B 一〇・八〇	二七二・六 二七二・六 五五五・七	二七二・六 二七二・六 五五五・七

谷地一二五番地先から 同 郡同 村草野字館 東二九番地先まで	変更後	三七・九	
相馬郡飯館村草野字本 町一〇番地先から 同 郡同 村草野字館 東二九番地先まで	A 七・五 一一・三	二七二・六	
相馬郡飯館村草野字大 谷地一二五番地先から 同 郡同 村草野字館 東二九番地先まで	B 一〇・八 五七・五	五五五・七	

(道路計画課)

福島県告示第四百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江国見線	相馬郡飯館村草野字大谷地一二五番地先から 同 郡同 村草野字館東二九番地先まで	令和四年六月一〇日

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、三ツ森溜池管理規程について、令和四年五月二十五日次のとおり認可した。

令和四年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 管理規程を定めた者の名称  
大玉土地改良区

二 管理規程の概要

1 貯水、取水又は放流に関する事項

- (一) 管理責任者は、かんがい用水等を確保するため毎年三月三十一日までに、ため池の水を満水位にするものとする。
- (二) 管理責任者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがい状況を考慮して、受益地の必要な水量をため池から取水するものとする。
- (三) ため池に貯留された水は、水位が満水位をこえるとき、治水協定容量確保の必要があるとき及びその他特にやむを得ない理由により必要があるときに限り、放流するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、ため池の操作に万全を期すものとする。干ばつ時には、ため池の水位及びため池の地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 ため池を操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

管理責任者は、気象及び水象の観測、堤体の調査を行わなければならない。

5 その他施設の管理に關し必要な事項

管理責任者は、管理日誌を備え、ため池の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙

権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和四年六月一日現在において、次のとおりである。

令和四年六月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三六九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九六、〇五六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	得票数	選挙区	得票数
福島市	七七、七一七	田村市田村郡	一七、五八九
会津若松市	三二、五七五	南相馬市相馬郡飯館村	一八、五六一
郡山市	八九、七八四	伊達市伊達郡	二六、三二三
いわき市	八九、一六三	本宮市安達郡	一〇、七七四
白河市西白河郡	三〇、一九九	南会津郡	七、一二四
須賀川市岩瀬郡	二六、一二二	河沼郡	六、〇八二
喜多方市耶麻郡	二〇、三七一	大沼郡	六、九八四
相馬市相馬郡新地町	一一、七二五	東白川郡	八、六四六

二本松市	二五、一五〇
双葉郡	一七、一六一
石川郡	一〇、七八〇